

## 『続日本紀』に見る唐楽演奏の記録と礼楽思想の受容について

### —吉備真備が唐楽伝来に関与した可能性についての一考察—

南 谷 美 保

(平成18年8月3日受理 最終原稿平成18年9月20日受理)

#### 一 はじめに

現在では日本の伝統芸能の一分野となったいわゆる雅楽は、五世紀から九世紀にかけて、まず、朝鮮半島の諸国より、そして後には中国大陸より伝わった楽舞が日本に定着し、日本化したものであり、およそ一四〇〇年という長い歴史を持つものとされているのである。雅楽が、このような長い歴史を保ちえたのは、日本における「礼楽思想」の影響のもと、「音楽を演奏すること」を重んじる態度が存在したためであったといえよう。

すでに、福島和夫氏をはじめとする多くの先学が、『楽書要録』の将来が、日本における礼楽思想の受容に大きな影響を与えた可能性を指摘されているように、吉備真備の将来品には、その後の雅楽の発展に深く関わったと思われる品が含まれていた。本稿においては、最初は入唐留学生として、また二度目は遣唐副使として唐に派遣された吉備真備の将来品のみではなく、彼の帰朝時期と『続日本紀』に残された唐楽の演奏記事との関係に注目することで、吉備真備の入唐とその帰国とが、この時期の日本での唐楽演奏実践の興隆にも関与していたのではないかということについて考察する。

あわせて、その後の日本の雅楽関係書籍、つまり楽書における礼楽思想の扱いについても考えることで、吉備真備が大きく関わったとされる日本における礼楽思想受容の一面についても述べるものとする。

キーワード：『続日本紀』・礼楽思想・吉備真備・唐楽・楽書

現在では日本の伝統芸能の一分野となったいわゆる「雅楽」は、『日本書紀』に、五世紀半ばの允恭天皇四十二年の天皇崩御に際し、新羅王の献上した「種々の楽人」が渡来して「種々の楽器」による喪礼における歌舞があったこと、欽明天皇十五年（五五四）二月の条に百濟よりの交代要員としての「楽人」の来朝があったこと、そして、推古天皇二十年（六二二）の「味摩之」による伎楽伝来などの記事を例として、五世紀から九世紀にかけて、まず、朝鮮半島の諸国より、そして後には中国大陸より伝わった楽舞<sup>1</sup>が日本に定着し日本化したものである<sup>2</sup>とされている。その後、九世紀半ばより行われたとされる「楽制改革」を経て、「雅楽」は、左方の「唐楽」と右方の「高麗楽」へと整理統合され、長い歴史を経る間に、楽曲および舞においても、その伝来当初の様式をかなり失ってしまったとされるが、それでも、「生ける正倉院」という言葉<sup>3</sup>が示すように、千年以上もの歴史を経て、なお、現在においてもその伝統が守り継がれ、実際に演奏が行われている貴重な音楽芸能である。

このように、雅楽が長い歴史を保ちえたのは、この音楽芸能が、国家祭祀および儀礼の場、また社寺での神事及び仏事の場において、

南 谷 美 保

その荘厳に不可欠な要素とみなされたことが一因としてあげられよう。周知のように、大宝元年（七〇一）に制定された「大宝律令」においては、治部省の中に雅楽寮が設置され、日本古来の歌舞および外来の樂舞が管理され教育されることとなった。<sup>4</sup>これは、すでにこの時代までに、「雅楽」と総称される音楽分野が、国家にとって必要不可欠なものであるという認識があったことを示すものであり、かつ、この大宝律令において定められたその組織が非常に大規模なものであったことも、律令国家において、「音楽を演奏する」ということに対して与えられた意味の大きさを示すものである。このように、「音楽を演奏すること」を重んじた朝廷の姿勢の基盤にあったものは、「礼楽思想」であったとされている。その後も、日本における雅楽の歴史においては、礼楽思想は「知識」としては、雅楽に携わる人々の間ではその存在意義を保ち続けた。<sup>6</sup>

本稿においては、最初に入唐留学生として、また二度目は遣唐副使として唐に派遣された吉備真備に注目し、『続日本紀』における吉備真備の唐よりの帰朝時期に見られる唐楽演奏を始めとする芸能関係記事に基づき、吉備真備の入唐とその帰国とが、この時期の日本での礼楽思想の浸透に関与していたのみならず、唐楽演奏の興隆にも寄与していた可能性について考察する。また、吉備真備が持ち帰った『樂書要録』が、その後の日本の礼楽思想の発展に大きく寄与したというしばしば行われる指摘に基づき、以後の樂書における礼楽思想の扱いについても併せて考えることで、日本における礼楽思想受容の一面について述べるものとする。まずは、礼楽思想の浸透という点について考察をすすめる。

## 二 聖武朝における礼楽思想

日本における礼楽思想受容の始まりは、五一三年の百濟よりの五経博士の渡来に求めることができるとされており、これにより六世紀はじめから『論語』・『礼記』などによる「礼楽思想」の理解が行われていたとされている。それゆえに、奈良時代においては、君子たるものにとって「礼楽はしばらくも身を去るべからざるもの」という思想は、知識としては、上層貴族階級の人々に広く受容され、理解されていたとするのが一般的である。しかしながら、平安時代以前の日本において、天皇自らが、朝鮮半島諸国や中国大陆から伝来した外来樂としての「雅楽」の演奏に携わった例はないようである。<sup>7</sup>奈良時代において、「雅楽」の演奏に関して貴族に期待されたのは「大規模な芸能上演の行事を企画・運営する、責任者としての役割」と、「芸能への造詣の深さを生かして、天皇に奏上する芸能の一切を整えること」<sup>9</sup>であり、自らが樂舞を演じることではなかった。

また、福島和夫氏は、正倉院の樂器について、「これらの宝物は、天皇の傍らに常備され、其処に樂の存在を示すための『樂器』であると思われるのである。その樂器を奏する時のみならず、演奏可能な状態で其処に在ることによって、所謂『無声音』を発して樂を偏在せしめ得る、將に宝器であり法器であったのではないか」と<sup>10</sup>されている。つまり、天皇は自ら、これらの樂器を実際に手にして演奏することはないものの、樂器をその身近に存在せしめることによって、「礼楽思想」に基づく天皇としての權威を示しえたということになる。

このように、奈良時代までの天皇にとっては、「樂」<sup>11</sup>とは、少なくとも公の場においては、自ら演ずるものではなく、天皇および天

『続日本紀』に見る唐楽演奏の記録と礼楽思想の受容について

皇側の人々は、演じられる「楽」を「見る」<sup>12</sup>べき存在であった。ところが、こうした中で、皇太子が「楽」を行う、つまり、舞を舞った例が二例ある。その一つは、『国家珍宝帳』の「横刀」に関する記載事項により知る事ができる。すなわち、「右、一口は、太政大臣の家に新室を設け宴するの日に、天皇親しく臨む、皇太子が大臣の寿のために舞奉るに贈られたもの」とあるものであり、後の聖武天皇が皇太子時代に藤原不比等の長寿を記念して舞を舞ったことが知られる。

そして、もう一例の皇太子の舞といえ、その聖武天皇の皇太子であった阿倍内親王の五節舞であり、この五節舞については、すでに多くの先学が、日本における礼楽思想の定着を示す例として紹介されている。すなわち、『続日本紀』巻第十五の天平十五年（七四三）五月五日の条には、「皇太子、親ら五節を舞ひたまふ」とあり、続いて記される元正太上天皇に奉献する宣命は、「聖武は、天武が天下統治のためには礼と楽とがともに必要であると考え造った五節の舞を自分も継承してゆこうと思ひ皇太子に習わせていたが、それを今太上天皇に奉献する」と述べさせたものであるとされている。この宣命を受けて、元正太上天皇も、この五節舞を「国宝」とし、「また今日行ひ賜ふ態を見そなわせば、直に遊とのみには在らずして、天下の人に君臣祖子の理を教へ賜ひ趣け賜ふとに有るらしとも思ひめす」としている。<sup>15</sup>

皇太子であった阿倍内親王に、まさに礼楽思想を体现するものとして理解されていた五節舞を舞わせるについては、聖武天皇自身の皇太子時代の経験に基づく意向が関わっていた可能性もあるが、これと連動して、あるいはそれよりも大きく関わっていたのは東宮学士の吉備真備の存在であろう。『続日本紀』では、この阿倍内親王の五節舞の記事に続いて「冠位上賜」に関する記事が記載され、そ

の中でも吉備真備については、「博士と任し賜へる下道朝臣真備には冠二階上げ賜ひ治め賜はく」と記されている。吉備真備は、天平十三年に、皇太子阿倍内親王の学士となり、「礼記」を講義したことが知られているので、この五節舞は、その指導の成果を明らかにする場でもあったのであり、それゆえの吉備真備への加階であったであろう。宮田俊彦氏は、天平十一年八月十六日の太政官処分について、「儒教主義に立つ大学振興策として徹底したもの」とされ、これを「真備の献策乃至真備の力とすることは出来ないであろうか。」と述べている。<sup>17</sup>また、天平二十年八月五日の釈奠の服器および儀式が改定されたことなどと併せ、聖武朝における礼楽思想の浸透に吉備真備が大きく関わっていたことは否定できないであろう。

福島和夫氏も、吉備真備による将来品に言及した中で、「真備により楽律と理論のほか、音楽思想の面においても、礼楽思想が、特に社会の最上層部への浸透があったと推察される」とされている。<sup>18</sup>ように、吉備真備が、聖武朝における礼楽思想の浸透に大きく関与したことはすでに多くの指摘がなされているが、以下においては、この点についてももう少し詳しく考えてみよう。

三 『続日本紀』天平七年五月五日の記事をめぐって

吉備真備（六九三―七七五）<sup>19</sup>は、霊龜二年（七一六）、入唐留学生に任命され、翌養老元年（七二七）入唐、天平七年（七三五）年に帰朝するまで、在唐期間十七年にわたる留学生活を送る。<sup>20</sup>『続日本紀』巻第十二の天平七年四月二十六日条には、吉備真備が将来し献上した品々の記録が留められている。すなわち、「唐礼一百三十卷、太衍曆一卷、太衍曆立成十二卷、測影鉄尺一枚、銅律管一部、鉄如方響写律管声十二条、楽書要録十卷、絃纏漆角弓一張、馬乗飲

水漆角弓一張、露面漆四節角弓一張、射甲箭二十隻、平箭十隻」とされる品々である。この中で、音楽芸能の面から注目されるのは、「銅律管一部、鉄如方響写律管声十二条、楽書要録十卷」である。

さて、これらの将来品について、泉敬史氏は、『扶桑略記』においては、「銅律管一部」、「鉄如方響写律管声十二条」、「絃纏漆角弓一張」、「露面漆四節角弓一張」、「射甲箭二十隻」、「平箭十隻」などの記載がなされない代わりに、「并種々書跡、要物等、不能具載」と書き加えられていることから、これらに記載された以外にも多くの書籍や文物が献上された可能性を指摘し、かつ、それが広範な分野にわたるものであったために「書ききれない」とされたのであろうと推測している。<sup>21</sup> この推測に従えば、音楽芸能関係においても、さらに多くの、そしてさまざまな分野にわたる書籍や関連する品々が将来された可能性があるといえるだろう。<sup>22</sup>

そうした意味で注目したいのは、この吉備真備の将来品の記録に続く、『続日本紀』天平七年五月五日の騎射、「庚申、天皇、北の松林に御しまして騎射を覧す。入唐廻使と唐の人と、唐国・新羅の楽を奏りて弄槍る」とある記事である。この記事では、「唐国」・「新羅」と国名による音楽の種類が記載されているが、「唐」という国名をもってその音楽分野を表記し、演奏を記録する例は、『続日本紀』においてはここに始めて見られるものである。

もっとも、すでに述べたように、『続日本紀』によれば、大宝元年（七〇一）には雅楽寮がおかれ、ここでは、「唐楽」が伝承・教習されていたことが明らかであるし、大宝二年の「五常（帝）・太平楽」演奏の記事もすでに唐楽が伝来していたことを示し、さらに天平三年（七三一）七月二十九日の雅楽寮の定員を定める記事<sup>23</sup>にも「大唐楽」とあることを述べるまでもなく、「唐楽」の演奏がこの時代までにすでに行われていたことは明らかである。しかしな

がら、この天平七年五月五日の記事は、演奏された音楽の分野を表記するにあたって「唐」という国名を用いて、音楽種別の記載方法をそれまでとは異にしていることに加え、この記事が、『続日本紀』においては他に例が見られない遣唐使の帰朝に関連して行われたと推測される奏楽に関する記事であることも併せて、注目されるべき記事ではないかと思われる。

というのは、すでによく知られているように、『続日本紀』における遣唐使の帰朝に関連すると思われる他の記事からは、その折に帰朝した使節団がもたらした唐に関する最新情報の提示の場であり、それらの最新情報が、きわめて迅速に当時の朝廷において取り入れられている状況が示されているからである。すなわち、養老二年（七一八）に帰朝した遣唐使らは、『続日本紀』養老三年一月十日の条によれば、「入唐使ら拝見す。皆唐国の授くる朝服を着る」とされ、おそらくその影響からか、同年二月十日には、「初めて天下の百姓をして、襟を右にして、職事の主に笏を把らしむ」と、右襟の制がとられたことが記されている。さらに、天平宝字六年（七六二）一月二十八日の条には東海・南海・西海等の道の節度使の料の綿の襖・冑の製作について、「その製、一ら唐国の新様の如くす」とあるのも、その前年八月に帰国した迎入唐大使高元度がもたらした情報によるものであろうとされている。<sup>24</sup>

『続日本紀』のこれらの記録と併せて考えると、天平七年五月五日に演奏された「唐国・新羅の楽」を「入唐廻使と唐の人」が演奏したという記事も、同年三月に帰国した吉備真備がもたらした将来品の中に、『楽書要録』などとしてその一部が示された唐の音楽芸能に関する最新知識の披露の場であったと考えることが可能なのではないだろうか。<sup>25</sup> 養老元年（七一一）入唐し、天平七年（七三五）年の帰国までの吉備真備の在唐期間は、唐代の音楽芸能の最盛期で



『続日本紀』に見る唐楽演奏の記録と礼楽思想の受容について

あった玄宗皇帝の時代（七二一―七五六）に重なっている。したがって、吉備真備も、唐において宮廷楽が皇帝の権威の象徴として機能するありさまと、その重要性を理解する機会に恵まれていたことと推測される。ここでの実地の見聞により、しかるべき曲目を選んで日本へ将来した可能性は十分にあったといえよう。

また、泉敬史氏は、「真備には、かなり具体的に多岐にわたった学業上の指示が与えられていたのであり、それを遂行した結果が、これ等の将来品であったと考える」<sup>26</sup>とも指摘されており、このことと、先の『扶桑略記』の「書ききれない」とする記述とを併せて考えると、吉備真備が、唐よりの帰国に際して、その当時、彼の国において実践されていた音楽芸能に関する書籍のみならず、その実演が可能であった人々やその演奏に必要なであった楽譜や楽器を伴って帰国した可能性は十分に考えられる。<sup>27</sup>その目的は、礼楽思想に基づく天皇の権威の象徴として、儀式の荘厳の手段としての唐楽演奏をより充実させるというものであったのではと思われる。<sup>28</sup>

#### 四 吉備真備の帰朝と唐楽の演奏記事との関係

このように、吉備真備が当時の唐における最新流行の音楽芸能に関する情報とその実際を持ち帰った可能性について推測する根拠は、復路の遭難のためにこの天平七年五月五日の時点ではまだ帰朝できず、遅れて翌天平八年（七三六）八月二十三日に帰国した入唐副使中臣朝臣名代の船に同乗して来朝した人々の存在にも見出すことができる。『続日本紀』によれば、この中臣朝臣名代は、その船に同乗した人の中の「唐の人三人、波斯一人を率いて拝朝す」とあるが、この「唐の人」の中には、後に日本における唐楽の定着と発展に大きく寄与したと思われる皇甫東朝・皇甫昇女が含まれていたと

されている。<sup>29</sup>

このうち、皇甫東朝については、『続日本紀』には、天平神護二年（七六六）十月二十一日に法華寺の舍利会に「唐楽を奏るを以て」從五位下を受け、神護景雲元年（七六七）三月二十日に「雅楽員外助兼花苑司正」に任じられたことが記され、これ等の記事により、彼が、来日後は日本における唐楽の演奏と、雅楽寮での教習に関係していたことが示される。このことから、皇甫東朝は、この時代の日本における唐楽演奏の充実を図るために来朝したと推測することができ、この人物が、そして、皇甫東朝に同じく天平神護二年の法華寺の舍利会において舞楽を奏したことによって從五位下を授けられた袁晋卿もが、吉備真備の帰国と時期を同じくして来朝したことに注目したい。

さて、唐代音楽は、宮廷の儀式で用いられる「雅楽」と饗宴の席で用いられる「燕楽」<sup>31</sup>に分けられ、日本へはこの儀式楽としての「雅楽」は伝わらず、燕楽のみが伝来したとされている。したがって、皇甫東朝らが日本に伝えたのも、これらの燕楽とされる宮廷饗宴楽であったと思われる、ここで推測するように、吉備真備が、儀式楽である「雅楽」ではなく「燕楽」の日本への導入に関わったのではないかということと、先にみたような礼楽思想の日本への浸透への貢献の可能性とは、矛盾するのではないかという疑問が生じるかもしれない。が、たとえば、現在は廃絶曲となっている「秦王破陣楽」は、唐の太宗が作ったとされる曲で燕楽に含まれる曲ではあるが、『旧唐書』音楽志卷二十八には、太宗が貞観元年（六二七）に群臣に宴を賜り、始めて「秦王破陣」を披露した際に、もともと民間で流行していたこの曲を、「豈意今日登於雅楽」と感慨をもらされたところ<sup>32</sup>。このことが示すように、この時代の唐では、宮中で演奏される燕楽は、広い意味での儀式楽としての「雅楽」と見なさ

れていたという解釈がなされており、「燕楽は本来、郊廟の祭祀が終わった後に引き続き催される饗宴の音楽であり、雅楽とともに公的な場面で演奏されるものであった。公的な場面で演奏される燕楽は、天子の武功や賢政を祝賀する内容を歌った大規模なものが多かった」とされている。<sup>33</sup>

こうした理解の上で、「入唐廻使と唐の人と、唐国・新羅の楽を奏りて弄槍る」とする先の天平七年五月五日の記事について、もう一度考えてみたい。そもそも、この五月五日の騎射とは、大日方克己氏が、神亀元年（七二四）のこの行事をして、「全国的に新天皇聖武への軍事的結集と奉仕を表現する一大軍事デモンストレーションだった」とし、<sup>34</sup> 律令国家の国家儀礼としての五月五日節が、聖武朝に儀礼として構造化されたとしているように、<sup>35</sup> 臣下の天皇への忠誠を示す場でもあり、聖武朝においては重要な意味を持つ儀式であった。それゆえに、天平十五年のこの儀式の場において、皇太子阿倍内親王の五節舞が行われたのであるし、そうした意味から、先の「入唐廻使と唐の人と、唐国・新羅の楽を奏りて」とする記事を見た場合、そこで演じられた楽である「唐楽」が、たとえ唐の燕楽であっても、それが、天子の武功や賢政を祝賀する内容を歌った楽であれば、「臣下の天皇への忠誠を示す場」において演奏されるにふさわしい楽であると理解された可能性は十分に推測できる。

また、この記事については、「弄槍る」をもって、いわゆる「散楽」の「弄槍」の初見とする解釈が行われている。が、今まで述べた内容により、あえて想像をたくましくすれば、この「入唐廻使と唐の人」とが、「奏った」楽は、『旧唐書』音楽志卷二十九の「坐部伎」について記した部分に「破陣楽、玄宗所造也。生於立部伎破陣楽、舞四人、金甲冑」とあることと結びつけて、以下のように考えられないであろうか。すなわち、ここで演奏された「楽」とは、吉

備真備が在唐中に玄宗が新しく作られた「破陣楽」、すなわち、もともととは百二十人もの演奏者によって演じられた勇壮な武舞<sup>36</sup>が、四人の舞人によるものへと作り変えられた小規模な「破陣楽」を將來し、これを演じたのではなかったのかと。以下、この点について考察を進めたい。

日本の雅楽においては、「破陣楽」は、「皇帝破陣楽」・「秦王破陣楽」・「散手破陣楽」・「陪臚破陣楽」・「太平楽（武昌破陣楽）」の「五破陣楽」がある。<sup>37</sup> 林謙三氏は、このうち「太平楽」を除いた四つの「破陣楽」について、「陪臚」を「破陣楽」に加えるのは平安時代以後のこととされ、奈良時代に伝来した「破陣楽」は、「皇帝破陣楽」・「秦王破陣楽」・「散手破陣楽」の三種とされている。さらに、「皇帝破陣楽」の装束が、天平勝宝四年の東大寺大仏開眼供養会に使用されていることから、この曲は、天平勝宝四年以前に日本に伝来したと考えられるとされた。加えて、天平末までに伝来した唐譜のいくつかを編集したとされる『五絃譜』にある「秦王破陣楽」とされる譜が、実際には「散手破陣楽」の楽譜であることから、「散手破陣楽」も奈良時代末期までには日本に伝わっていたとされるが、天平勝宝年代までに日本に伝来した事が確定であるのは、「皇帝破陣楽」と「秦王破陣楽」であるとされている。<sup>38</sup> ただし、林氏は、「秦王破陣楽」については、伝来年代を確定する根拠を明確にされていないように思われる。

一方、『正倉院宝物銘文集成』<sup>39</sup>によれば、天平勝宝四年の東大寺大仏開眼供養会の際に奉納された「唐古楽」の装束として、「東大寺破陣楽太刀 天平勝宝四年四月九日」と記載される「破陣楽太刀袋」二口他があり、<sup>40</sup> 記録からは、七五二年の大仏開眼供養会において「唐古楽」としては、二人の舞人による「破陣楽」が演奏されたことが推測される。これに加え「皇帝破陣楽」の装束については、

『続日本紀』に見る唐楽演奏の記録と礼楽思想の受容について

「東大寺唐散楽皇帝破陣楽襖子 天平勝宝四年四月九日」とする記載があり、「皇帝破陣楽」が、東大寺の大仏開眼供養会において散楽として演じられたことが伺われる。さらに、「唐中楽破陣楽襖子 天平勝宝四年四月九日」とする記録もあり、東大寺大仏開眼供養会に用いられた装束の記録からは「唐古楽」・「唐中楽」・「唐散楽」の三種の「破陣楽」の存在が伺われる。

また、『信西古楽図』には、四人の舞人が舞う姿で「弄槍」の舞の様子が描かれている。この『信西古楽図』には、「皇帝破陣楽」、「秦王破陣楽」の舞人の姿も描かれ、加えて、「弄槍」の舞人も描かれているので、「弄槍」はこのいずれの「破陣楽」とも別の曲であると考えられる。<sup>43</sup>『教訓抄』には、「皇帝破陣楽」について、「この曲を日本にもたらした人物は不明である」とした上で、「栗田道麿、渡「破陣曲」云。」とする。<sup>44</sup>

すでに、東野治之氏は、この栗田道麿が「破陣楽」を伝来したとする『教訓抄』の記述に注目され、上述のように「皇帝破陣楽」の装束が天平勝宝四年の東大寺大仏開眼供養会に使用されていることと合わせて、この栗田道麿が天平五年の遣唐使とともに渡唐し、天平七年、あるいは天平十一年に帰国し、「皇帝破陣楽」を伝えた可能性を指摘されている。<sup>45</sup>いずれの時期も吉備真備の帰国時期との関係で注目すべきところである。

このように、東大寺大仏開眼供養会に用いられた装束から、天平勝宝四年の時点で、「破陣楽」とのみ記された楽と、「皇帝破陣楽」とする楽とが同時に演奏されていたこと、後代の楽書である『教訓抄』においても、「皇帝破陣楽」の項目に含められる記述であるが、「破陣楽」がこの時期に日本に伝来したと伝承されていることから、天平勝宝四年以前に「皇帝破陣楽」と、さらに別の「破陣楽」とが日本に伝来していたと考えることができよう。さらに、「唐古楽」

とされた「破陣楽」については、正倉院の銘文からは、二人の舞人によって演じられた可能性も推測される。<sup>46</sup>これらのことを踏まえて、再び天平七年の「入唐廻使と唐の人と、唐国・新羅の楽を奏りて弄槍る」とする記事を読むなら、この「唐国の楽」が演奏された「騎射」という場の環境を考えると、吉備真備が、「周の時代から踏襲されているところの舞楽は徳の華であるという、儒教の思想」<sup>47</sup>によって、国家の最高権力者の高德と天下泰平を祝す、玄宗時代に新しく制定された小規模な「破陣楽」の楽の将来に関わり、この場でそれを披露した可能性も十分にあるといえるのではないだろうか。

とはいうものの、聖武朝においては、「唐楽」が演奏されたという記録は、この天平七年五月五日の騎射の記事のみである。<sup>48</sup>その後、「唐楽」の演奏が確認できるのは、孝謙朝になってからの天平勝宝元年の天皇、太上天皇、太皇后そろっての東大寺行幸であり、その後は、天平勝宝四年（七五二）四月九日の東大寺大仏開眼供養会になる。『東大寺要録』開眼供養章三の記録によれば、この時に演奏された楽曲のうち、外来楽としては、度羅楽のほか、唐古楽一舞・唐散楽一舞・林邑楽三舞・高麗楽一舞・唐中楽一舞・唐女楽一舞・高麗楽三舞・高麗女楽が挙げられている。この中に「破陣楽」が含まれていたと考えられるほか、林邑楽については、『東大寺要録』によれば、皇甫東朝らと同じく、中臣朝臣名代の船に乗って来日した仏哲が伝えたとされている。つまり、吉備真備自身がその将来に関わった可能性の有る楽および、自らの帰国に際して伴うべく予定されながら復路の遭難によって来朝が遅れた音楽家たちが伝えた楽によって、「斎会の儀、嘗て比の如く盛なるは有らず」とされた東大寺大仏開眼供養会の荘厳が可能になったともいえるのである。<sup>49</sup>

このように、吉備真備の第一回目の入唐よりの帰朝時期における『続日本紀』の記事および真備の帰国が本来であれば、袁晋卿およ

び皇甫東朝、皇甫昇女、仏哲らと時期を同じくするべきものであったはずということから、吉備真備が、奈良時代における「唐楽」演奏の充実を目的とした情報収集を留学時代に行い、帰国後、その充実に努めたと推測することが可能なのではないかと思われる。しかし、実際に、『続日本紀』の記事で見える限りでは、唐楽演奏が充実した時期というのは、文末の「表一」にまとめたように、「唐楽」の演奏記録が目立つことから、むしろ、吉備真備の二度目の唐への派遣（天平勝宝四年から同五年）の帰国後、淳仁朝および称徳朝であったといえよう。こうした「唐楽」演奏の記録のあり方により、吉備真備は二度目の入唐の機会を利用して、重ねて必要な唐代音楽に関する知識および情報を仕入れ、これを持ち帰ったのではないかと推測される。

吉備真備が二度目の入唐より帰国した天平勝宝五年（七五四）年の三年後の天平宝字元年八月二十三日に発せられた孝謙天皇の詔によって、「上を安し民を治むるは、礼より善きは莫し。風を移し俗を易ふるは楽より善きは莫し。礼楽興るは、唯り二寮に在り。」として、大学寮と雅楽寮および、「国家の要」とされた諸学問に関わる陰陽寮、内葉司、典葉寮の「公解の田」が置かれた。さらに、宝亀元年五月十一日には、左大臣藤原永手、右大臣吉備真備以下十一人が奏言した言葉の中に「礼楽備わりて政化治く」とあり、礼楽思想が標榜されていることが分かる。こうした背景のもと、雅楽寮における「楽」の整備と発展も進められたのであろうか。このように、淳仁朝および称徳朝においては、「唐楽」と明記される演奏記録が多く見られ、その中に、皇甫東朝らが関係した天平神護二年の法華寺の舍利会も記事に含まれる。また、これらの記事の中では、朝廷儀式のみならず、仏教儀式および寺院における「唐楽」の演奏が目立っていることにも注目したい。<sup>51</sup>

## 五 日本における礼楽思想の受容のありかた

吉備真備が唐礼の日本における理解を推進したということについては、すでに指摘が行われているが、<sup>52</sup> 以上においては、『続日本紀』の記事から、吉備真備が、これに併せて、唐代音楽の実践に関する知識と情報を持ち帰った可能性が考えられることと、奈良時代後半の日本における「唐楽」演奏の発展に寄与した人々が彼の帰国と時期を同じくして来朝したことから、この時期の日本における唐楽演奏の発展に吉備真備が関わっていた可能性を探ってきた。とはいえ、吉備真備が持ち帰ったものとして記録に残っているのは、最初に述べたように、「銅律管一部、鉄如方響写律管声十二条、樂書要録十卷」のみである。また、吉備真備自身が著した『私教類聚』<sup>53</sup> において、その第三十三に「音声を勤むることなかれ」としたことにも影響してか、吉備真備が、唐楽の演奏技術の伝来に関わっていた可能性については、今まで論じられることは行われず、吉備真備といえは、『樂書要録』の将来ということが注目され、この書が日本における礼楽思想の受容に大きな影響を与えたという点について論じられることが中心となっていたようである。<sup>54</sup> 一方、この礼楽思想は、福島和夫氏が指摘しているように、平安貴族にも非常に大きな影響を与え、奈良時代とは異なり天皇自ら「楽」の演奏に携わるようになった平安時代以降、礼楽思想が一層重んじられたこと、そしてそのことが、以後の雅楽発展に大きく寄与した点については、<sup>55</sup> しばしば指摘されている。しかし、礼楽思想が、具体的にはどのような受容され、論じられていたのかということについては不明な点が多い。<sup>56</sup>

笠原潔氏による日本の樂書と礼楽思想との関係に関する論考<sup>57</sup>により、結論から述べるならば、「院政期以前の日本の樂書であきら



『続日本紀』に見る唐楽演奏の記録と礼楽思想の受容について

かなことは、古代中国の音楽思想へ言及が希薄なこと」であり、このことから、院政期までに著された日本の楽書においては、礼楽思想がどのように受容されたのかについて明らかにすることは困難であるということになる。その原因は、笠原氏によれば、当時の雅楽の挙行に携わっていた貴族・皇族・楽人たちにとって、「楽書はそういう思い（古代中国の音楽思想に対する思い：筆者補）を開陳する場ではなかった」ためとされている。また、笠原氏は、中国の楽書を、「音楽の存在意義やあるべき姿を追求した、いわば『美学的な』音楽論」と、「現実存在する音楽や楽器の様相や来歴を記した、いわば『音楽学的な』記述」とにわけ、前者を「楽論」的な著作、後者を「楽誌」的な著作とされた。<sup>59</sup>そして、『五重記』<sup>60</sup>を例として、その筆者が、「中国の古典に通じて」いながら、「古代中国音楽論の文章には触れず」に、『論語』の文章を活かしながら自分の言葉で音楽を語る道を選んだ」としている。同様の姿勢が、平安中期の南宮貞保親王の『南宮琵琶譜』（延喜二十一年（九三三）撰進）の序文にも見られるとし、ここでは、楽書として、古代中国の音楽思想と直接対峙することは避けていること、中国古典の章句を利用しつつも、これらを用いて独自の音楽思想が語られていると指摘する。

こうした流れの中で、日本における楽書の著述にあたっては、中国の音楽文献の中でも「『楽論』的な書よりも『楽誌』的な書」が好まれたとして、貞保親王の『新撰横笛譜』序文には、『風俗通義』よりの、そして琵琶譜『三五要録』（藤原師長（一一三八—一一九二）の著）の譜序には、『樂書要録』・『唐書（新唐書）』礼楽誌からの引用が多いことにふれ、この時期の日本の楽書には、中国の「楽誌」系統の書からの引用が多く行われたことを明らかにしている。<sup>61</sup>さらに、笠原氏は、藤原孝道の『知国秘鈔』（安貞三年（一一

二九）成立）において、孝道が属する楽人の家系である楽家と中国古典の読解を業とする家系とを明確に分けた上で、楽家は必ずしも中国古代の音楽思想に詳しくないとしていること、同じく、孝道の『残夜抄』の冒頭、「管絃のおこりは中々文道にはそのゆへをしるといへども、これを伝えたる家のひとはうるわしくすることかたし」とする文を挙げて、礼楽思想は平安時代の諸大夫層以下の楽人の雅楽の演奏実践の場とは、乖離していたものとなっていたことを論じた。その原因は、雅楽の演奏に携わる人々にとって、その演奏とは「仏陀をあがむる」仲立ちの一つであったとされている。<sup>62</sup>すでに、筆者も論じたように、平安時代以降、特に、家業として雅楽演奏に携わる人々にとっては、その楽道精進の根柢を仏教に求め、究極には、音楽演奏による極楽往生を求めるという考え方が強く存在した。

たしかに、「すべて糸竹の妙なる声、治世にかなひ、仏事をなすといへり」とする『十訓抄』（建長四年（一二五二）成立）の記述を始め、多くの音楽関係の記事には、礼楽思想に関する言及はみられるが、それは、あくまで「知識」としての礼楽思想であり、そうした思想の存在そのものが共通の理解であることが前提とされた上で音楽論が展開されているようであるが、「音楽」は、この『十訓抄』の例にも示されるように、寧ろ仏事とつながるものとして、特に浄土信仰が広がった後の時代の日本においては、往生思想とのつながりが強く意識されていたようである。それゆえに、奏楽に関わる人々にとっては、礼楽思想は「楽」の根幹に関わるものではあるとされながらも、むしろそこから、より重要で、より納得しやすい仏教的な意味付けを見出すことが行われていたのであろう。<sup>63</sup>

とはいっても、この、『五重記』の筆者は、「五常」を規範とし、「雅声」について述べ、そして「近來の好者（近頃の音楽を為る者たち

は<sup>66</sup>、轅を北にして楚に之くの輩」と評して、その時代の「楽」の乱れを嘆く。それは、貞保親王が『新撰横笛譜』の序において「楽府に知音の輩少なく、伶官に矯壮の人無し」と嘆くことにも通じ、このような中国に起源を求めた表現による『五重記』の記述のあり方が、その筆者が日本における雅楽楽人の祖とされる尾張浜主に仮託されたことも併せて、後世の楽を論じることに関わった人々が楽書を編纂する際に、その形式面および思想面の記述において受けた影響の大きさは極めて多大なものであったと思われる。

が、以後、長い年月にわたって日本の雅楽を論じる場において意識されている「楽」とは、礼楽思想の基本をなす、中国で言うところの「雅楽」ではなかった。それは、九世紀半ば以降のいわゆる「雅楽の和様化」の時代を経て、例えば、『教訓抄』にも明らかに記されているように、すでに中国でのオリジナルな姿から変容を遂げていることが常識となっている「楽」であった。そのような日本の雅楽の理論に基づき、中国的音楽論や礼楽思想を論じることが果たして意味があったのであろうか。そこでは、やはり、日本的な音楽論を展開するしか論じようがなかったといえよう。これが、「知識」としての礼楽思想の存在は認めつつも、「本音」の部分でこれを受け入れることが出来なかったとした理由である。

とはいえ、『五重記』において、このように「礼楽思想」を踏まえつつも、笠原氏が指摘したように、「中国古典の知識を援用しながら、自らの言葉を持って独自の音楽論を語ろうとする態度」<sup>68</sup>が示されていることは、唐での燕楽を日本においては「雅楽」として受け入れたその受容の方針と通じるものがあり、日本における中国文化の受容のあり方という面において、吉備真備も関わった遣唐使時代における日中文化交流を考える上で見過ごすことの出来ない一つのテーマを示唆しているようにも感じられる。

注

1 唐代音楽の日本への伝来を示す史料は、『続日本紀』大宝二年（七〇二）一月一日条に「群臣を西閣に宴す。五常・太平楽の楽を奏り、飲を際めて罷む」（新日本古典文学大系『続日本紀』一、（岩波書店、一九八九年）五一頁による）とあるのが、最古の記録とされ、その次に記されるのが、天平七年（七三五）四月二十六日の吉備真備による『楽書要録』の将来の記事になる。なお、この「五常・太平楽」については、いずれも唐楽の「五常楽」と「太平楽」であろうとされている。以下、『続日本紀』よりの引用については、新日本古典文学大系『続日本紀』一（五（岩波書店））を用いる。なお、「五常・太平楽」については、「五帝・太平楽」とする説もある。

2 今日において「雅楽」とは、一般的には、この五世紀から九世紀にかけて、朝鮮半島および中国大陸から伝来した楽舞が、その後の左右両部制の導入により、左方唐楽と右方高麗楽とに整理統合された楽と舞とをさしている。これらは、楽器のみで演奏される「管絃」と、その管絃を伴奏として舞われる「舞楽」とを含む。しかし、正式には、「雅楽」には、これらの外来系楽舞のみならず、日本古来の音楽に由来する神道系歌舞（御神楽・東遊など）および平安時代に作られた声楽曲（催馬楽・朗詠）も含むものとする。なお、本稿で、「雅楽」とした場合、原則として、このうちの外来系楽舞のみをさすものとする。広い意味での雅楽、つまり、日本古来の音楽および声楽曲も含めて言う場合は、「音楽」という言葉を用いることとする。

3 『雅楽』（別冊『太陽』平凡社、二〇〇四年）所収の上田正昭氏の「雅楽と日本の文化―生ける正倉院―」によれば、これは、昭和四十八年（一九七三）六月の雅楽訪欧公演の団長であった上田氏ご自身が、その折の講演や解説において強調されたキャッチフレーズとのことである。

『続日本紀』に見る唐楽演奏の記録と礼楽思想の受容について

4 もっとも、この雅楽寮の前身については、推古天皇、さらには欽明天皇の頃にまでさかのぼるという説（林屋辰三郎『中世芸能史の研究』（岩波書店、一九六〇年）一八四―一八四頁）もある。また、『日本書紀』に、六八七年の天武天皇の殯宮に関して「楽官奏楽」とあるのを雅楽寮の異称とする説もあり、六七五年に歌の能力に優れた男女の貢上が命じられ、六八五年には、歌男・歌女・笛吹にその技能を子孫に伝承するように命じていることから、天武朝には、こうした音楽演奏に關係する組織が形成されていたとする説もある（荻美津夫『日本古代音楽史論』（吉川弘文館、一九七七年）六一頁など）。

5 成立時における雅楽寮の組織は、楽官として、頭一、助一、大允一、小允一、大属一、小属一がおかれ、楽人は、日本古来の歌舞については、歌師四、歌人四十、歌女一〇〇、舞師二、舞生一〇〇、笛師二、笛生六、笛工八とされ、外来の楽舞に関しては、唐楽師十二、唐楽生六〇、高麗楽師四、高麗楽生二〇、百済楽師四、百済楽生二〇、新羅楽師四、新羅楽生二〇、儀楽師一、伎楽生、腰鼓師二、腰鼓生となっている。

6 ここで、「知識」とするのは、後に考察するように、平安時代以降の日本において雅楽演奏に実際に携わった人々の間において、礼楽思想は本質的な部分では、受け入れられていなかったのではないかという筆者の考えによるものである。

7 中川尚子氏は、「古代の芸能と天皇―「宮廷芸能」の成立をめぐる―」『日本史研究』四四七（一九九二）二七―五六頁において、『続日本紀』により、「八世紀において貴族が楽舞を演じた例は九例確認できる」が、そのいずれもが、「特殊な例」であり、九世紀以降の「天皇・貴族たちが自ら楽舞を演じることは、ごく普通のこととして、頻繁に行われていた」時代と区別している。

8 中川、注7前掲論文

9 中川、注7前掲論文

10 福島和夫「序 中世における管絃歌舞」、福島和夫編『中世音楽史論叢』所収（和泉書院、二〇〇一）七頁による。ただし、周知のように東大寺献物帳に掲載される聖武天皇遺愛の楽器は少数であり、正倉院の楽器の多くが、聖武天皇ゆかりの御品というわけではない。

11 「楽」には、楽器の演奏のみならず、歌および舞も含んで考えるものとする。

12 中川、注7前掲論文による。

13 引用は、米田雄介『正倉院と日本文化』（歴史文化ライブラリー四九）、（吉川弘文館、一九九八）九六頁による。ただし、この横刀は「除物」となり現存しない。

14 新日本古典文学大系『続日本紀』二（岩波書店、一九九〇年）四一九頁の脚注による。

15 つまりは、この阿倍内親王の五節舞も、礼楽思想に基づく身分・地位の秩序の確認を改めて関係者に確認させるものであり、結果として、これを「見る」側にある天皇および太上天皇の立場を高めるものであった。したがって、中川尚子氏が注7前掲論文にて指摘しているように、皇太子時代に舞を演じた聖武天皇も、孝謙・称徳天皇も、自らが即位した後には楽を「見る」側となり、自ら奏することは行わなかったのである。

16 『続日本紀』宝龜六年十月二日の吉備真備の薨卒伝によれば、「高野天皇、これを師として礼記と漢書とを受く」とある。

17 『吉備真備』（人物叢書）（吉川弘文館 一九六一年）、九一―九二頁  
18 福島和夫、注10前掲書、六頁

19 六九五五年の出生ともされる。もとは下道朝臣であったが、天平十八年（七四六）に吉備朝臣へと賜姓された。本稿では煩雑になることを避け、吉備真備に統一する。

- 20 吉備真備に関しては、注17の宮田俊彦氏の前掲書のほか、高見茂『天平のマルチ人間 吉備真備とその伝承』（山陽新聞社 二〇〇〇年）、中西進「遣唐使―吉備真備」（『日中文化交流史叢書一〇 人物』所収、大修館書店、一九九六年、六七―一二七頁）などを参照した。
- 21 泉敬史「真備将来品に関する考察」『アジア遊学―特集日本の遣唐使』No. 4（勉誠出版 一九九九年五月）一四五―一六五頁
- 22 泉敬史氏も引用されているように、太田暲一郎氏も、「即ち真備に於いてのみ特にそれ〔漢籍の将来：筆者補〕が記されたのは、其の漢籍将来がよほど顕著であったといふ意義を有するであろう」（「吉備真備の漢籍将来」『かがみ』通号一号、大東急記念文庫、一九五九年四月）とされている。
- 23 「雅楽寮の雑楽生の員を定む」とあり、大唐楽は卅九人、百済楽が廿六人、高麗楽が八人、新羅楽が四人とされるほか、度羅楽などの定員が定められた。この記録によれば、唐楽生は、日本に帰化している唐人日本人を問わず採用されるのに対し、朝鮮半島三国に由来する音楽の楽生は、日本に帰化しているそれぞれの国の出身の人々から採用されることが知られ、従来これについては、唐は「隣国」であるのに対し、朝鮮半島の国々は「蕃国」であり、これらの国々の音楽をその地域出身者に演奏させることで服属儀礼としたとされている（荻美津夫、注4の前掲書、七〇頁など）。
- 24 「右襟の制」については新日本古典文学大系『続日本紀』二、五三頁の、襖・胄については同『続日本紀』三、四〇二頁の脚注による。
- 25 この演奏を、『続日本後紀』巻八にある、承和六年（八三九）年十月己酉朔に、藤原貞敏の帰朝に際して行われた仁明天皇の前での琵琶演奏に同じく、帰国した人々の唐での学修成果を示すものと推測するのは聊か大胆に過ぎるであろうか。
- 26 泉敬史氏の注21前掲論文による。ただし、泉氏は、その根拠として養老五年（七二二）正月二十七日の元正天皇の詔をあげられ、その中に「和琴師」と「唱歌師」が含まれていることから、音楽も含まれていた可能性を指摘されているが、この二つの分野に関わる音楽家は、日本古来の音楽（地方歌舞や風俗の歌舞）の演奏に関わった人々である。したがって、この詔を根拠にして、吉備真備が唐で修めるべき学問の中に音楽も含まれていたとは指摘しがたいように思われる。しかし、結果として持ち帰られた将来品からは、吉備真備が儀式楽としての「唐楽」についても学んできた可能性が示されていると考えられる。
- 27 東野治之氏も、「奈良時代遣唐使の文化的役割」『仏教芸術』一二二（一九七九年二月）において、「彼ら（この中には、吉備真備も含まれる：筆者補）のもたらした品物の中にはおそらくそれまで唐の外に出なかったものも多く含まれており、わが国古代文化全般に従来の遣唐使では想像できない大きな寄与をなしたことが考えられてくる。」とされている。また同論文において、「舶載品の中には唐からのものと同時に新羅からのものも相当数含まれると考えるのである」とされていることを、この天平十七年五月五日の条で、「唐国・新羅の楽」が並べて記載されていることと併せて考えることができるであろうか。
- 28 礼楽思想を背景にした「唐楽」と導くと、先にふれた天平十五年の阿倍内親王の五節舞による礼楽思想の鼓舞とは、五節舞が日本で発生した舞であることから矛盾するように思われるかもしれない。が、中国においても、祭祀楽としては、民族固有の音楽が重視され、宴饗楽には、他民族の音楽も併せて演奏されたということを考えると、礼楽思想により、日本固有の音楽演奏の奨励も行われたと考えることも可能であろう。事実、天平十四年から十五年にかけて、『続日本紀』には貴族に「琴」の演奏を奨励したことを示す記事があり、この「琴」とは、日本古来の音楽に用いられた「和琴」のことであるから、和琴を伴奏に用いた日本歌謡の演奏が天皇の主導により進められていたことが同



『続日本紀』に見る唐楽演奏の記録と礼楽思想の受容について

- われ、その流れの中で阿倍内親王により五節舞が行われたと考えられる。なお、五節とは、「儒教思想の君臨・父子・夫婦・長幼・朋友の和合や仁・義・礼・知・信の五節度の堅持」を意味するという説もある(平出久雄「五節舞」『演劇百科大事典』(平凡社))。
- 29 新日本古典文学大系『続日本紀』二、三〇二頁の脚注による。
- 30 その後、神護景雲三年八月從五位上、宝龜元年十二月に越中介となる。
- 31 燕楽の中には、西域音楽の影響を受けて発達した胡楽と、中国固有の歌曲である俗楽があった。隋・唐初には、このふたつの音楽を融合し、それに儒教の祭祀楽に由来する儀式楽としての雅楽の形式を加えた大規模な宴饗雅楽が作られ、玄宗の時代、この宴饗雅楽十四曲をまとめ、立部伎八曲と座部伎六曲とした。
- 32 「貞觀元年、宴群臣、始奏秦王破陣之曲。太宗謂侍臣曰、朕昔在藩、屢有征討、世間遂有比樂、豈意今日登於雅樂」
- 33 村越喜代美「詞と燕楽と雅楽」『お茶の水女子大学中国文学会報』二五、(一九九六年四月)四三―五八頁による指摘。また、荻美津夫氏も、『日本古代音楽史論』(吉川弘文館、昭和五十二年)六〇頁において、「燕楽は、〔中略〕玄宗のときに確立された雅楽に九功舞・七德舞のような燕楽を含めたことから知られるように、雅楽の形式にもとづいたものであった。これらの燕楽の一部が伝えられたことは、これらが日本の宴饗式楽の基礎となった点で重要であり、またこのことは、伝来した音楽が中国の純粹な雅楽とは無縁なものにもかかわらず、令制において雅楽寮として組織化され、「雅楽」という言葉を使用するに至った一つの重要な要因ではないかと考えられる」とされている。
- 34 大日方克己『古代国家と年中行事』(吉川弘文館、一九九三年)七〇頁
- 35 大日方克己、同右書、七二頁
- 36 『旧唐書』音楽志卷二十九には、「破陣楽、太宗所造也。太宗為秦王之時、征伐四方、人間歌謠『秦王破陣樂』之曲。及即位、使呂才協音律、
- (中略)百二十人披甲持戟、甲以銀飾之」とあり、『唐会要』には、貞觀元年七月七日に太宗が製作した「破陣樂舞之図」により「依図教樂工百二十人、被甲執戟而習之」とある。
- 37 「破陣樂」とは、鉦や盾などの武器を持って勇壮に舞う武舞で、唐の太宗が秦王の時に作ったものが「秦王破陣樂」、これを皇帝に即位した時に改作したものが「皇帝破陣樂」とされるほか、すでに本稿中でも触れたように、「この他貞觀または永徽代の作という燕楽中の破陣樂や玄宗作の破陣樂もある」(林謙三『正倉院樂器の研究』(風間書房、一九六四年)、二二〇頁)とされている。記録上、「破陣樂」とのみ記される場合は、このうちのどれをさすのが不明である場合が多い。
- 38 林謙三『正倉院樂器の研究』(風間書房、一九六四年)第五章「奈良時代の音楽」による。
- 39 松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』(吉川弘文館、一九七八年)
- 40 松嶋順正、同右書、五一―五二頁
- 41 松嶋順正、同右書、六一頁
- 42 松嶋順正、同右書、五五頁
- 43 なお、浜一衛氏は、『日本芸能の源流―散楽考―』(角川書店、一九六八年)四六頁において、『信西古楽図』の「弄槍」は「棒術のたぐいでこれ(『文献通考』に記される散楽の「弄槍」：筆者補)とはちがう」とされている。
- 44 『古代中世芸術論』(日本思想体系二三)(岩波書店、一九七三年)、三二頁
- 45 『遣唐使と正倉院』(岩波書店、一九九二年)所収の「遣唐使の諸問題」八二―八三頁(初出は「教訓抄」の遣唐使関係史料「『続日本紀研究』二二三号、一九八七年十一月)。東野氏は、この「教訓抄」のいう「破陣樂」がどの「破陣樂」なのか不明確であるために、栗田道麿が天平勝宝四年に渡唐した可能性があるとされている。この場合も、吉備

真備の二度目の渡唐が唐楽の将来に関わっていた可能性があるとする本稿の後述の内容からしても、その関係は注目すべきものとなる。

松嶋順正『正倉院宝物銘文集』によれば、「破陣楽裏」の銘文として、「東寺唐古楽破陣楽二人 天平勝宝四年四月九日」とあるほか、「唐古楽」の「破陣楽」に関しては、太刀および太刀袋が二口、接腰も二隻とあり、装束が二具遺されていることから、このように推測できると考える。

滝遼一著、増山賢治解説『中国音楽再発見 思想編』（第一書房、一九九二年）一七八頁

もっとも、天平十三年七月十三日の「女楽」や、天平十六年三月十四日の東大寺での「雑の楽」および十一月十三日の甲賀寺での「種々の楽」に、「唐楽」が含まれていた可能性はあるが、「唐楽」とする記載は行われていない。

中西進氏は、皇甫東朝らの来朝について「併せて供花のことも伝えただろうか。当時の仏教が必要とした戒律、奏楽に加えて供花の専門家も要請したさまが知られて興味ぶかい」（『遣唐使―吉備真備』（『日中文化交流史叢書一〇 人物』所収、大修館書店、一九九六年、八一頁）とされている。

もっとも、袁晋卿は、宮田俊彦氏によれば、「『文選』・『爾雅』の音を習得して大学音博士となり、大学頭にまでなった」人物であり、「性霊集」を引用されて「両京の音韻を誦し、三呉の訛響を改めた」とされている（『吉備真備』（人物叢書）吉川弘文館 昭和三十六年、四〇頁）。しかし、大学寮は、雅楽寮とともに、礼楽思想の浸透に関わった部署であることから、袁晋卿が日本における唐楽の興隆に寄与した可能性は十分にあるといえる。

そして、この「唐楽」の演奏が、「高麗楽」と共に演奏されていることにも注目すべきであろう。天平神護元年の弓削寺での演奏では、十月

の行幸の際には百済楽が、閏十月の行幸の際には、黒山企師部の舞が演じられているが、「百済楽」は百済王の一族が演奏したことから、これらの芸能は天皇の地方行幸に伴う服属儀礼的な楽舞であり、儀式楽としては、「唐楽」と「高麗楽」とが演奏されたと考えることができよう。神護景雲元年十月の大極殿における「唐・高麗の楽と内教坊の踏歌」とある記載も併せ、この唐楽・高麗楽の二種の楽の並存した演奏の様子は、後の時代の雅楽の演奏様式との関連が伺われて興味深い。

たとえば、古瀬奈津子氏は、弥永貞三氏が「釈奠講学式の基本を完成させた中心人物が吉備真備で、確実にそれが実行されたのは神護景雲元年であった」としていることを指摘し、「天平勝宝年間以降、神護景雲年間を中心に、奈良時代後半には唐礼に対する理解が深まり、儀式次第や儀式の場の設営までも唐風に近づけようとする努力が行われたのであった。そしてそれを推進した人物としては、藤原仲麻呂と、わが国に永徽礼・開元礼を将来した称徳朝の右大臣吉備真備の名前をあげることができる」としている。「儀式における唐礼の継受」（『日本古代王権と儀式』所収（吉皮弘文館、一九九八）、七〇頁

『私教類聚』については、宮田俊彦氏の『吉備真備』（吉川弘文館、一九六七年）による。宮田氏は、吉備真備が、「音声を勤むることなかれ」としたことについて、「遺文がないのでよく分からないが、恐らく（中略）音楽に心を奪われては学問がおろそかになる、と戒めているのではないかと考えられる。というのは、絵画のことに触れている所が、『私教類聚』に見えないし、『懷風藻』『万葉集』に真備の詩歌が一つも残っていない。」として、真備が風流を解しない芸術味に乏しい人であったとしている。しかし、真備の個人的価値観がそのようなものであったとしても、当時の貴族のたしなみとしての琴歌の存在を考えると、真備がなぜこのように記すに至ったのか、その理由は判然としない。

福島和夫の注10前掲論文「序 中世における管絃歌舞」、福島和夫編

『続日本紀』に見る唐楽演奏の記録と礼楽思想の受容について

- 『中世音楽史論叢』所収（和泉書院、二〇〇一）など。
- 55 福島は、注10前掲論文四頁において、平安貴族に、「詩歌管絃」の能力が不可欠なものと認識された背景に礼楽思想があり、その礼楽思想を序文において明確に打ち出した『古今和歌集』の奉勅撰進と、雅楽史上最初の規範的楽譜集となる『新撰横笛譜』（延喜二十一年（九二二）撰進）が同じ延喜年間に撰進されたことの意味の重要性を示唆されている。
- 56 荻美津夫氏は、『令義解』巻一、職員令雅楽寮の条、『令集解』巻四、職員令雅楽寮の条にみられる「雅曲」・「正舞」・「雑楽」をめぐる議論について述べ、これらについて、「あえて議論がみられるということ」は理念としての意識は強く存在していたことを示唆するもの」として、礼楽思想に関する議論が存在したことを示している。（前掲の『日本古代音楽史論』一九〇頁）
- 57 笠原 潔「日本の楽書と礼楽思想」福島和夫編『中世音楽史論叢』所収（和泉書院、二〇〇一年）一一五—一二九頁
- 58 笠原、同右論文二二頁
- 59 笠原、同右論文二二頁
- 60 『五重記』の成立年代については諸説があり、鎌倉時代の成立とする説（石橋小弥太、平安時代末期とする説（蒲生美津子）などもあるが、荻美津夫氏の説に従い、八世紀の末ごろ、あるいはこの時代に仮託して、その時代の精神を反映したものとして考える。なお『五重記』の筆者は尾張浜主とされてきたが、これについても疑問があるとされている。
- 61 笠原、注57前掲論文一二五—一二六頁
- 62 笠原、同右論文二二—二三頁
- 63 南谷美保「『管絃も往生の業となれり』—音楽往生という思想についての一考察」『四天王寺国際仏教大学紀要 人文社会学部』第三十五号
- 64 ただし、笠原潔氏は、注57前掲論文一三二—一三四頁において、鎌倉中期以降になって、「古代中国の音楽思想に対する関心と教養が、諸大夫層に属する楽人たちの間で急速に高まって」、「諸大夫層に属する楽人たちの著した楽書にまで、中国古代の音楽論が多く引用されるようになった」とされ、そこでは、中国の「楽論」系統の書物の文章が多く引用されるようになったと指摘されている。その背景に、承久の乱（一二二一）の後の社会の変化と、日宋貿易を通じて活発化した中国刊本の輸入の二つがあるとされている。
- 65 極楽往生という個人的な問題と雅楽が関係してきた時点で、中国的な「礼楽思想」から切り離して楽を論ぜざるを得なかったともいえる。さらに、日本音楽史の上で、純粹に「美学的」な音楽に関する思索が行われるようになるのは、江戸時代に入ってからで、朱子学を基盤とする人々によってではないかと考える。なお、馬淵卯三郎氏は、「十七世紀後半における禮楽思想と音楽の様式」『大阪教育大学紀要』（第一部門）第三十八巻第二号（一九八九年十二月）、一八九—二〇四頁において、『続日本紀』にみられる「雅楽」のさす音楽の内容について独自の見解を提示され、また十七世紀後半における禮楽思想についても述べている。その中で、「現在の我々に理解されている禮楽思想とそのキーワードとしての雅楽は決して統紀のそれに繋がるものではなく、十七世紀の朱子学者たちの発想に由来するものである」とされ、「平安時代の音楽観に禮楽思想的方向」は、「さほど強く現れてこない」ともされている。
- 66 芝 佑泰「訓読釈解 五重記 尾張連浜主作 十操記 貞保親王御記」『研究紀要』三（国立音楽大学、一九六七）四六—七頁の口釈による。『教訓抄』では、唐より伝来した曲であっても、それが仁明天皇の時代に改作されたなどの記述が多くなされ、その曲の伝来に関する唐での

南 谷 美 保

68

笠原、前掲論文二二四頁

故事と、一二三三年という『教訓抄』の成立当時に、実際に演奏されていた楽曲との間に乖離があることが意識されている。この『教訓抄』においても、著者である伯近真（一一七七—一二四二）は、しばしば中国の古典を引用しながらも、美学的音楽論を論じることとはほとんど行わず、その曲の演奏に関する故事に関する記述を行うという「楽誌」的編集方針を保っていることに加え、雅楽演奏により神仏の加護を得ること、雅楽演奏に精進することで極楽往生の手段になるという主張を記述する。



『続日本紀』に見る唐楽演奏の記録と礼楽思想の受容について

〔表－1〕『続日本紀』の奏楽記事

(新日本古典文学大系『続日本紀』一～五(岩波書店)による)

|      |     |    |       |                                                                                                                        |
|------|-----|----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大宝元年 | 701 | 文  | 7.29  | 雅楽の諸師                                                                                                                  |
| 大宝二年 | 702 |    | 1.15  | 群臣を西閣に宴す。五常・太平の楽を奏り、歓を極めて罷む                                                                                            |
| 慶雲三年 | 706 | 武  | 1.7   | 金儒吉らを朝堂に饗して、諸方の楽を庭に奏へまつらしむ                                                                                             |
| 和銅元年 | 708 | 元明 | 11.23 | 五位以上を内殿に宴す。諸方の楽を庭に奏る                                                                                                   |
| 和銅三年 | 710 |    | 1.16  | 天皇、重閣門に御しまして、宴を文武の百官并せて隼人・蝦夷に賜ひ、諸方の楽を奏る                                                                                |
| 和銅六年 | 713 |    | 7.6   | 大倭国宇太郡波坂郷の人、村君東人、銅鐸を長岡野の地に得て献る。…音、律呂に協ふ。                                                                               |
| 霊亀元年 | 715 |    | 1.16  | 百寮の主典以上と並に新羅使金元静らとを中門に宴す。諸方の楽を奏る                                                                                       |
| 養老元年 | 717 | 元  | 4.25  | 天皇、西朝に御します。大隈・薩摩の二国の隼人ら、風俗の歌舞を奏る。                                                                                      |
|      |     |    | 9.12  | 行して近江国に到りて、…山陰道は伯耆より以来、山陽道が備後より以来、南海道は讃岐より己来の、諸国司等、行在所に詣りて、土風の歌舞を奏る                                                    |
|      |     |    | 9.18  | 美濃国に到りたまふ。東海道は相模より依頼、東山道は信濃より以来、北陸道は越中より以来の、諸国司等、行在所に詣りて風俗の雑技を奏る。                                                      |
| 養老三年 | 719 | 正  | 6.19  | 雅楽寮の諸師…らをして始めて笏を把らしむ。                                                                                                  |
| 養老五年 | 722 |    | 1.27  | 百僚の内より学業に優遊し師範とあるに堪ふる者を擢して、特に賞賜を加へて後生を勧め励すべし・・・和琴の師正七位下文忌寸広田・唱歌の師正七位下大窪史五百足・正八位下託多真玉・従六位下螺江臣夜気女・茨田連刀自女・正七位下置始連志祁志女には、… |
| 養老七年 | 723 |    | 5.20  | 饗を隼人に賜ふ。各その風俗の歌舞を奏る。                                                                                                   |
|      |     |    | 8.9   | 金貞宿ら（新羅使）を朝堂に宴す。射を賜ひ并せて諸方の楽を奏らしむ。                                                                                      |
| 神亀五年 | 728 | 聖  | 1.17  | 五位以上と高齊徳（渤海使）とを宴す。大射と雅楽寮の楽とを賜ふ。                                                                                        |
| 天平二年 | 730 | 武  | 1.16  | 天皇、大安殿に御しまして、五位己上を宴したまふ。晩頭に、皇后宮に移幸したまふ。百官の主典己上陪従し、踏歌且つ奏り且つ行く。                                                          |

南 谷 美 保

|       |     |       |                                                                  |                                                                                                                                           |
|-------|-----|-------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 天平三年  | 731 | 聖     | 7.29                                                             | 雅楽寮の雑楽生の員を定む。 <b>大唐楽</b> 卅九人、 <b>百済楽</b> 廿六人、 <b>高麗楽</b> 八人、 <b>新羅楽</b> 四人、 <b>度羅楽</b> 六十二人、 <b>諸県舞</b> 八人、 <b>筑紫舞</b> 廿人。                |
| 天平六年  | 734 |       | 2.1                                                              | 天皇、朱雀門に御して <b>歌垣</b> を覧す。                                                                                                                 |
|       |     |       | 3.15                                                             | 四天王寺に食封二百戸を施入す。・・・ <b>摂津職</b> 、 <b>吉師部楽</b> を奏る。                                                                                          |
|       |     |       | 3.16                                                             | 陪従せる百官の衛士己上、并せて造難波宮司・国郡司・ <b>楽人</b> らに禄を賜うこと差有り。                                                                                          |
| 天平七年  | 735 |       | 4.26                                                             | 入唐留学生吉備真備の将来品の記録                                                                                                                          |
|       |     |       | 5.5                                                              | 天皇、北の松林に御しまして騎射を覧す。入唐廻使と唐の人と、 <b>唐国・新羅の楽</b> を奏りて、 <b>弄槍</b> る                                                                            |
|       |     |       | 8.8                                                              | 大隈・薩摩の二国の隼人らが、 <b>方楽</b> を奏る。                                                                                                             |
| 天平八年  | 736 |       | 8.23                                                             | 入唐副使従五位上中臣朝臣名代ら、唐の人三人、波斯一人を率いて拝朝す。                                                                                                        |
|       |     |       | 11.3                                                             | 唐の人皇甫東朝、波斯人李密翳らに位を授くること差有り                                                                                                                |
| 天平十二年 | 740 |       | 1.30                                                             | 天皇、中宮の閣門に御します。己珍蒙ら（渤海使）、 <b>本国の楽</b> を奏る。                                                                                                 |
|       |     |       | 2.19                                                             | （難波宮にて）百済王ら、 <b>風俗の楽</b> を奏る。                                                                                                             |
|       |     |       | 12.4                                                             | （不破頓宮）皇帝、国城を巡り観す。晩頭に <b>新羅楽・飛騨楽</b> を奏る。                                                                                                  |
| 天平十三年 | 741 | 7.13  | 群臣を新宮に宴す。 <b>女楽・高麗楽</b> を奏る。                                     |                                                                                                                                           |
| 天平十四年 | 742 | 武     | 1.16                                                             | 天皇、大安殿に御しまして群臣を宴す。酒酣にしして <b>五節田舞</b> を奏る。訖りて更に、少年・童女をして <b>踏歌</b> せしむ。また、宴を天下の有位の人、并せて諸司の史生に賜ふ。是に、六位以下の人等、 <b>琴鼓</b> きて、 <b>歌</b> ひて曰はく、… |
| 天平十五年 | 743 |       | 1.12                                                             | 石原宮の楼に御しまして、饗を百官と有位の人等とに賜ふ。詔有りて <b>琴</b> を賜ふ。その歌を弾くに任ふる五位己上には <b>摺衣</b> を賜ふ。六位己下には禄各差有り。                                                  |
|       |     |       | 5.5                                                              | 皇太子、親ら <b>五節</b> を舞ひたまう                                                                                                                   |
| 天平十六年 | 744 |       | 2.22                                                             | 安曇江に幸して、…百済王ら <b>百済楽</b> を奏る。                                                                                                             |
|       |     | 3.14  | 金光明寺の大般若経を運びて紫香樂宮に致す。朱雀門に至る比、 <b>雑の楽</b> 迎え奏り、官人迎へ礼ふ。            |                                                                                                                                           |
|       |     | 11.13 | 甲賀寺に始めて盧舎那仏の像の体骨柱を建つ。天皇、親ら臨みて手づからその縄を引きたまふ。時に <b>種々の楽</b> が共に作る。 |                                                                                                                                           |

『続日本紀』に見る唐楽演奏の記録と礼楽思想の受容について

|        |     |            |        |                                                                                                             |
|--------|-----|------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 天平勝宝元年 | 749 | 孝<br><br>謙 | 12.27  | 天皇、太上天皇、太后も同じく亦（東大寺に）行幸したまふ。…僧五千を請して礼仏読経せしむ。 <b>大唐、渤海、呉の楽、五節田舞・久米舞</b> を作さしむ。                               |
| 天平勝宝三年 | 751 |            | 1.16   | 天皇、大極殿の南院に御しまして、百官の主典己上に宴したまふ。… <b>踏歌</b> の歌頭女孺忍海伊太須・錦部河内に並に外従五位下を授く。                                       |
| 天平勝宝四年 | 752 |            | 4.9    | 東大寺大仏開眼供養会<br><b>雅楽寮と諸寺との種々の音楽</b> 、並に咸く来り集まる。復、王臣諸氏の <b>五節・久米舞・楯伏・踏歌・袍袴等の歌舞</b> 有り                         |
| 天平宝字元年 | 757 |            | 8.23   | 礼楽興るは、惟り二寮（大学寮・雅楽寮）に在り。                                                                                     |
| 天平宝字三年 | 759 | 淳          | 1.18   | 五位己上と蕃客（渤海使）と、并せて主典己上を朝堂に饗したまふ。 <b>女楽</b> を舞台に作さしめ、 <b>内教坊の踏歌</b> を庭に奏らしむ。客主典己上、これに次ぐ（渤海使の奏楽）               |
|        |     |            | 1.27   | 大保藤原惠美朝臣押勝、蕃客を田村の第に宴す。詔して、 <b>内裏の女楽</b> 、并綿一万屯を賜ふ。                                                          |
| 天平宝字五年 | 761 |            | 8.2?   | 高野天皇と帝と、薬師寺に幸して、 <b>呉楽</b> を庭に奏る。                                                                           |
| 天平宝字七年 | 763 | 仁          | 1.7    | 五位己上と蕃客（渤海使）とを宴し、 <b>唐楽</b> を庭に奏らしむ。                                                                        |
|        |     |            | 1.17   | 帝、閤門に御しまして、五位己上と蛮客と、文武百官の主典己上とを朝堂に饗したまふ。 <b>唐・吐羅・林邑・東国・隼人等の楽</b> を作さしめ、 <b>内教坊の踏歌</b> を奏らしむ。客・主の主典己上、これに次ぐ。 |
| 天平神護元年 | 765 | 称          | 10.19  | （紀伊国行幸中）南の浜、海を望む楼に御しまして、 <b>雅楽と雑技</b> とを奏らしめたまふ。                                                            |
|        |     |            | 10.30  | 弓削寺に幸して仏を礼みたまふ。 <b>唐・高麗の楽</b> を庭に奏る。刑部卿従三位百済王敬福らも亦、 <b>本国の舞</b> を奏る                                         |
|        |     |            | 閏 10.2 | 弓削寺に幸して仏を礼みたまふ。 <b>唐・高麗の楽と黒山・企師部の舞</b> とを奏る                                                                 |
| 天平神護二年 | 766 | 徳          | 10.21  | 正六位上袁晋卿、従六位上皇甫東朝・皇甫昇女に並びに従五位下。舍利の会に <b>唐楽</b> を奏るを以てなり                                                      |
| 神護景雲元年 | 767 |            | 2.8    | 山階寺に幸したまふ。 <b>林邑と呉との楽</b> を奏る。奴婢五人に爵賜ふこと差有り                                                                 |
|        |     |            | 3.20   | 従五位下皇甫東朝を雅楽員外助権兼花苑司正                                                                                        |
|        |     |            | 10.42  | 大極殿に御しまして、僧六百を屈して大般若経を転読せしめたまふ。 <b>唐・高麗の楽と内教坊の踏歌</b> とを奏る                                                   |

南 谷 美 保

|        |     |   |       |                                                                   |
|--------|-----|---|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 神護景雲三年 | 769 | 称 | 8.9   | 従五位下皇甫東朝に従五位上を授く。                                                 |
|        |     |   | 11.26 | 大隈・薩摩の隼人、俗伎を奏る。                                                   |
| 宝亀元年   | 770 | 徳 | 3.28  | 葛井・船・津・文・武生・蔵の六氏の男女二百卅人、歌垣に供奉る。…歌、数閑詠りて、河内大夫従四位上藤原朝臣雄田麻呂己下、和舞を奏る。 |
|        |     |   | 5.11  | 礼楽に関する言及                                                          |
| 宝亀二年   | 771 | 光 | 2.19  | 莫牟師正六位上村上造大宝に外従五位下を授く。高年を優めばなり。                                   |
| 宝亀三年   | 772 |   | 2.2   | 是の日、五位己上と渤海の蕃客とを朝堂に饗す。三種の楽を賜ふ。                                    |
| 宝亀七年   | 776 | 仁 | 2.8   | 南門に御します。大隈・薩摩の隼人、雑伎を奏る。                                           |
| 宝亀八年   | 777 |   | 5.7   | 天皇、重閣門に御しまして射騎を観たまふ。渤海使史都蒙らを召して、亦射場に会せしむ。・・・田儔を舞台に作す。蕃客も亦本国の楽を奏る。 |
| 宝亀十一年  | 780 |   | 1.16  | 唐と新羅との使に射と踏歌とを賜ふ。                                                 |
| 天応元年   | 781 | 桓 | 11.13 | 大嘗の事を行ひたまふ。越前国を由機とし、備前を須機とす。両国、種種の翫好の物を献し、土風の歌儔を庭に奏る。             |
|        |     |   | 11.15 | 五位己上を宴して、雅楽寮の楽と大歌とを庭に奏らしむ。                                        |
| 延暦元年   | 782 | 武 | 7.11  | 勅して、雑色の長上五十四人を解却し、餅戸・散楽戸を廃む。                                      |
| 延暦二年   | 783 |   | 1.28  | 大隈・薩摩の隼人らを朝堂に饗す。                                                  |
| 延暦六年   | 787 |   | 10.20 | (交野行幸、藤原継縄の別荘にて) 主人、百済王らを率いて種々の楽を奏る。                              |
| 延暦十年   | 791 |   | 10.12 | (交野行幸、藤原継縄の別荘にて) 右大臣が、百済王らを率いて百済楽を奏る。                             |

この表には、「鼓吹」など、明らかに軍事的な音楽は含めていない。